



# バリューチェーンにおける 環境デュー・ディリジェンスの実践

2026年 6 月



## 1. 本書の目的・ポイント

## 2. 実践事例

ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

## 3. まとめ

## 1. 本書の目的・ポイント

## 2. 実践事例

ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

## 3. まとめ

- 本書は、令和7年4月に公表した「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会議論のまとめ」（以下「懇談会のまとめ」という。）を基に、「令和7年度環境デュー・ディリジェンス推進支援事業」を通じて得られた成果等を踏まえ、企業が実際に環境デュー・ディリジェンス（以下「環境DD」という。）の取組を進める際の参考となるように、実践面に重点を置いて作成したものである。
- 具体的には、①負の影響・リスクの特定・評価、②環境マネジメントシステムとの統合、③苦情処理の仕組みと是正・救済措置に関する内容について整理している。
- 社内における環境DDの推進に向けて、懇談会のまとめと併せて活用することが望ましい。

- 環境DDプロセスを進める上で、多くの企業が、次のような課題に直面する。
  - ✓ 環境DDの観点で、そもそも自社の何が問題になっているのか、わからない
  - ✓ どこで・誰が・何をしているのかに関する情報がないと、方針に反映できない
- 環境DDが進みにくい背景には、意欲の有無ではなく、初期段階において方針に反映すべき具体的な情報が十分に把握されていないという課題があり、その結果、何を優先的に検討すべきかの判断が難しく、その結果、検討が停滞しやすい。
- 本実践事例を通じて、環境DDを進める上での重要な点として、以下が示唆された。
  - ✓ 実務的には環境DDプロセスの中でも「負の影響・リスクの特定・評価」から始めることも有効である
  - ✓ 完璧な把握を前提とせず、仮説に基づく重要な領域から段階的に進めることが重要である
- 本書では、3社が実践した工夫、実践事例について紹介する。

## デュー・ディリジェンスのプロセス、及びこれを支える手段



OECDガイダンスでは、「①方針・体制への組み込み」を含むプロセスが示されているが、必ずしも実務上の着手順序を規定するものではない。

実務上は、初期段階において、方針に反映すべき具体的な情報が十分に把握されていない場合が多く、その結果、多くの企業が検討の出発点で停滞しやすい。

このため、まずは自社やバリューチェーンにおいて、どのような環境への負の影響が生じ得るのかについて、特定・評価から検討を開始することが有効である。

また、検討に当たっては、完璧な把握を前提とせず、仮説に基づき、重要な領域から段階的に進めることが重要である。

## 【参考】「令和7年度環境デュー・ディリジェンス推進支援事業」の概要



- 環境省では、環境DDに取り組むことへの重要性が高まっていることを踏まえ、**バリューチェーンにおける環境への負の影響・リスクの特定・評価等を対象とする環境DDに取り組むモデル的な事例の創出**を目指し、「令和7年度環境デュー・ディリジェンス推進支援事業」を実施。

### 【事業概要】

- 経済協力開発機構（OECD）のガイダンスやEUの企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）の要件を踏まえて、バリューチェーンにおける環境への負の影響・リスクの特定・評価、方針・施策・実行計画の検討等、環境DDに関する取組について、参加企業が主体的に実践し、事務局がこれを支援。

### 【参加企業】

- 公募によって下記の事業会社3社を選定。（五十音順）  
豊田通商株式会社      日本電気株式会社      三井住友建設株式会社

#### 参加企業ごとに実施

##### 事務局との支援面談

年度内に各社6回開催。  
事務局と面談し、取組の進捗確認や質疑・意見交換を実施。

##### 社内勉強会

年度内に各社1回開催。  
経営層及び関係部署が参加し、事業結果の報告と今後の課題等の共有・意見交換を実施。

#### 合同開催

##### 相談会

年度内に1回開催。  
環境DDに係る専門家を交え、中間段階での取組状況や、気づき・課題等を共有。

##### 成果報告会

年度内に1回開催。  
参加企業より事業結果を報告。事業を通じた気づき・課題等を共有。

# 【参考】 支援先3社の概要

- 業種やビジネスモデルの違い等によってバリューチェーンの構造やEU規制との関わりは様々であり、また、既存の環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の運用状況も企業ごとに異なる。
- 本支援事業では、各社の現状や理解度を踏まえ、現状把握からゴール設定、実務的な論点整理まで段階的に支援を実施。

	企業名	豊田通商	日本電気	三井住友建設
各社の状況・課題	業種	商社	製造・IT（多角的企業）	建設
	バリューチェーン構造の特徴	原材料生産から販売まで多層・広範なバリューチェーンを有する	製品・サービスごとに異なる多様なバリューチェーンを有する	工事毎に関係会社やサプライヤーが変動するプロジェクト型構造
	EU規制との関わり	CSDDD適用対象の見込み。今後、グループのバリューチェーン全体で人権・環境DDの実装が求められる	CSDDD適用対象の見込み。今後、グループのバリューチェーン全体で人権・環境DDの実装が求められる	CSDDD適用対象ではない。ただし、今後、元請・発注者等からの期待・要請への対応が求められる
	EMSの運用状況	既存のEMSは主に自社・グループ会社を対象としており、バリューチェーン上流の環境マネジメントへの適用は限定的	既存のEMSは主に自社・グループ会社を対象としており、バリューチェーン上流の環境マネジメントへの適用は限定的	国内事業や施工現場単位を中心に運用されているが、海外を含むバリューチェーン全体への適用は限定的
各社の取組内容	目指したゴール	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリューチェーンリスクの低減と持続可能な事業展開</li> <li>サプライヤーとのエンゲージメントを通じたビジネス拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリューチェーンにおけるリスクの特定・評価、優先課題の抽出と対策実行</li> <li>環境DDの運用体制の確立と社内定着／等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境DDの実施内容の理解、実施方法の検討</li> <li>負の影響・リスクの特定・評価の試行</li> </ul>
	重点支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤーに関する負の影響・リスクの特定・評価（プロセスと運用方法の設計）</li> <li>停止・防止・軽減策のあり方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤーに関する負の影響・リスクの特定・評価</li> <li>EMSへの環境DDの統合・発展</li> <li>運用体制の構築（環境DD方針の検討等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に海外事業及びサプライヤーに関する負の影響・リスクの特定・評価</li> <li>EMSへの環境DDの統合・発展</li> </ul>
	得られた成果・気づき	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境DDプロセス及び運用方法の設計</li> <li>リスク管理を超えてビジネス機会に転換していくことの重要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定・評価プロセスの整理、試行、検証</li> <li>サプライヤー・エンゲージメント強化に向けた上流/下流/業種軸での連携強化の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤーに関する環境への負の影響・リスクの具体的な把握</li> <li>既存のEMSと環境DDのギャップ及びEMSにも反映可能な事項の特定</li> </ul>

## 1. 本書の目的・ポイント

## 2. 実践事例

ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

## 3. まとめ

## 1. 本書の目的・ポイント

## 2. 実践事例

ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

## 3. まとめ

# 負の影響・リスクの特定・評価に向けた実務上の工夫

- 環境DDにおいて負の影響・リスクの特定・評価を実践するにあたり、以下のような実務上の工夫が考えられる。

- ✓ 入手可能な情報を最大限活用する
- ✓ 重要性が高い（負の影響・リスクが重大である）と考えられる部分に焦点を当てる
- ✓ 最初からすべてを把握しようとしな（どこまでできるかを理解したうえで着手する）

1

## 既存データの活用

- 新たな情報収集の仕組みを一から構築するのではなく、既に社内には存在する情報を環境DDの文脈で再解釈する
  - BOM（部品表）によるサプライヤーの把握
  - 施工体制台帳によるバリューチェーンの可視化

2

## 影響・リスクが生じやすい工程・地点への着目

- バリューチェーン全体を網羅的に把握することが困難な中で、環境への負の影響・リスクが集中しやすい工程や地点に着目する
  - 原材料の生産・一次加工など、上流に影響が集中しやすい工程
  - 情報やモノが集約されるポイント（加工・流通の結節点）

3

## サンプル的なSAQ

- まず「やってみる」ことを優先し、負の影響・リスクが大きいと考えられる一部の取引先を対象に、試行的な情報収集を行う
  - すべての取引先から詳細な情報を一度に収集することは現実的ではないため、地域や取り扱い原材料等の観点から、高リスクと想定される取引先を対象を絞る
  - 初回は「完璧な質問票」ではなく、試行的な設計として段階的に改善する

## 【参考】負の影響・リスクの特定・評価とは

- 環境DDでは、企業の事業、製品またはサービスに関連する、実際の及び潜在的な負の影響の種類や所在を特定し、それらの深刻性と発生可能性を評価することが求められる。なお、環境DDにおいて特定・評価すべき負の影響・リスクとは、企業に対する影響・リスクではなく、環境に対する影響・リスクを指しており、企業の外側に目を向けている点にも留意が必要。
- 十分な情報が揃っていない状況や判断の迷いといった実務上の課題に直面する中でも、①**最も深刻で発生可能性の高い負の影響が生じ得る「事業領域の特定」**と、②**当該負の影響が生じ得る「事業領域の詳細な評価」**を、**適宜、反復しながら段階的に進めることが有効**である。

### 【ステップ1】

自社、子会社、及びバリューチェーン上において最も深刻であり発生可能性の高い負の影響が生じ得る「事業領域の特定」

#### ①バリューチェーン構造の把握

- 自社、子会社、バリューチェーン上の関係先の業種や事業活動の内容、所在国・地域の情報を把握

#### ②環境課題に関する大まかな情報収集

- 国際条約や環境関連法令等を参考に、環境DDの対象となり得る環境課題を網羅的に認識
- 自社、子会社、バリューチェーンに関連する業種、製品・サービスや地域において典型的な負の影響・リスクについて、机上で情報収集

※ ステップ1を「完璧」に終えないとステップ2に進めないわけではなく、適宜反復しながら、段階的に進めることも可能

### 【ステップ2】

ステップ1で把握した当該負の影響が生じ得る「事業領域の詳細な評価」

#### ③環境課題に関するより具体的な情報収集

- 自社、子会社、バリューチェーンに固有の負の影響・リスクについて、アンケート調査や現地訪問によって情報収集
- 情報が欠落している場合は、関連するステークホルダーや専門家に相談

#### ④影響・リスク評価（優先順位付け）

- 深刻性及び発生可能性に基づく影響・リスクの優先順位付け
- 負の影響・リスクと自社との関わりを評価
- 評価結果の決定時はステークホルダーとの対話も踏まえることが望ましい

# 支援事業での実践例①（豊田通商）

- 豊田通商は、多層・広範なバリューチェーンを持つ総合商社としてバリューチェーンリスクの低減とサステナブルな事業展開を目指し、サプライヤーを対象とする環境DDのプロセス及び運用方法を検討。
- 多数のサプライヤーに対する網羅的・一律のアプローチは現実的ではないため、**複合的な観点で環境への負の影響・リスクを特定・評価し、負の影響・リスクが高いと考えられるサプライヤーを絞り込むとともに、サプライヤーへのエンゲージメント活動（サプライヤーが抱える「お困りごと」の解決）につなげる仕組みを設計。**このことにより、**自社にとってのビジネスチャンス拡大にもつなげていく。**

## 豊田通商におけるサプライヤー環境DDの仕組み

### 負の影響・リスクの特定・評価

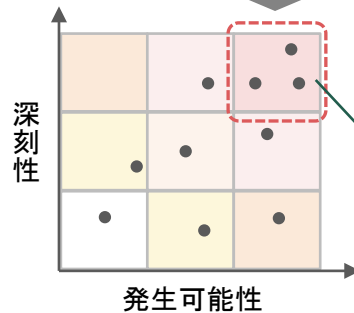
特定

評価

継続取引のあるサプライヤーをリスト化

複合的な観点を考慮して負の影響・リスクを特定

高リスク先企業の特定



ポイント

- ✓ 自社で把握する「業種」や「事業工程」の情報、外部データベースから把握する位置情報を**複合的に活用**。
- ✓ 仕組みの設計に際しては業界イニシアティブ、団体、海外の規制や活動等も参照し**考慮すべき環境課題を特定**。

### エンゲージメント活動(停止・防止・軽減、追跡調査)

チェック型

共創型



ポイント

- ✓ **リスクが高いと考えられるサプライヤーを対象を絞り込んだ上で、SAQ(質問票)を活用し、より詳細な情報収集と評価を行う。**

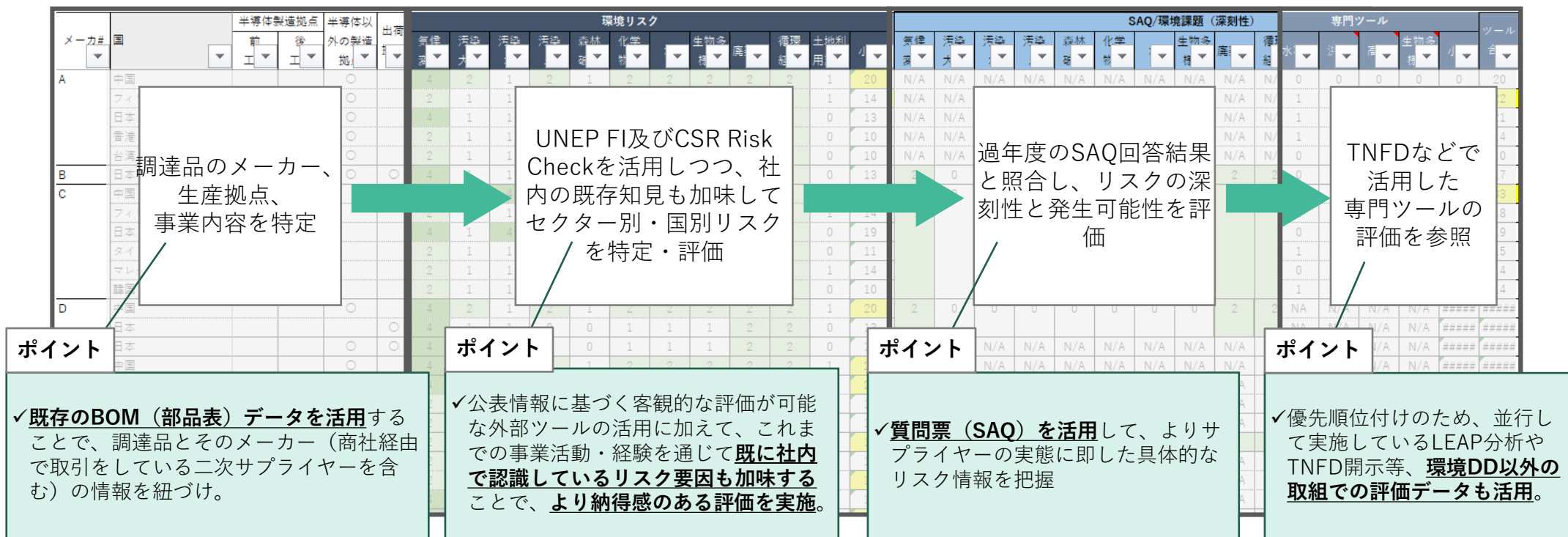
ポイント

- ✓ 単にサプライヤーの適合性をチェックして是正依頼をするのではなく、**サプライヤーが抱える「お困りごと」の解決策を共創し、自社にとってのビジネスチャンスにもつなげていく。**

# 支援事業での実践例②（日本電気）

- 日本電気は、グループ全体のリスク管理レベルを更に高めるとともに、国内IT企業における環境DDのモデルケースとなることを目指し、バリューチェーンにおける環境への負の影響・リスクの特定・評価や、環境DDの運用体制の確立（EMSへの統合検討、環境DD方針のドラフト等）等を実践。
- 複数の事業領域の中から、環境への負の影響・リスクが一般的に大きいと想定される製造業（主力ハードウェア製品）をモデルケースとして選定し、直接操業と比較して **情報収集が限定的であったバリューチェーン上流側（サプライヤー）の評価を試行**。外部ツールの活用に加えて、**すでに社内で認識されているリスク要因も加味する**ことで、**より納得感のある評価につなげた**。

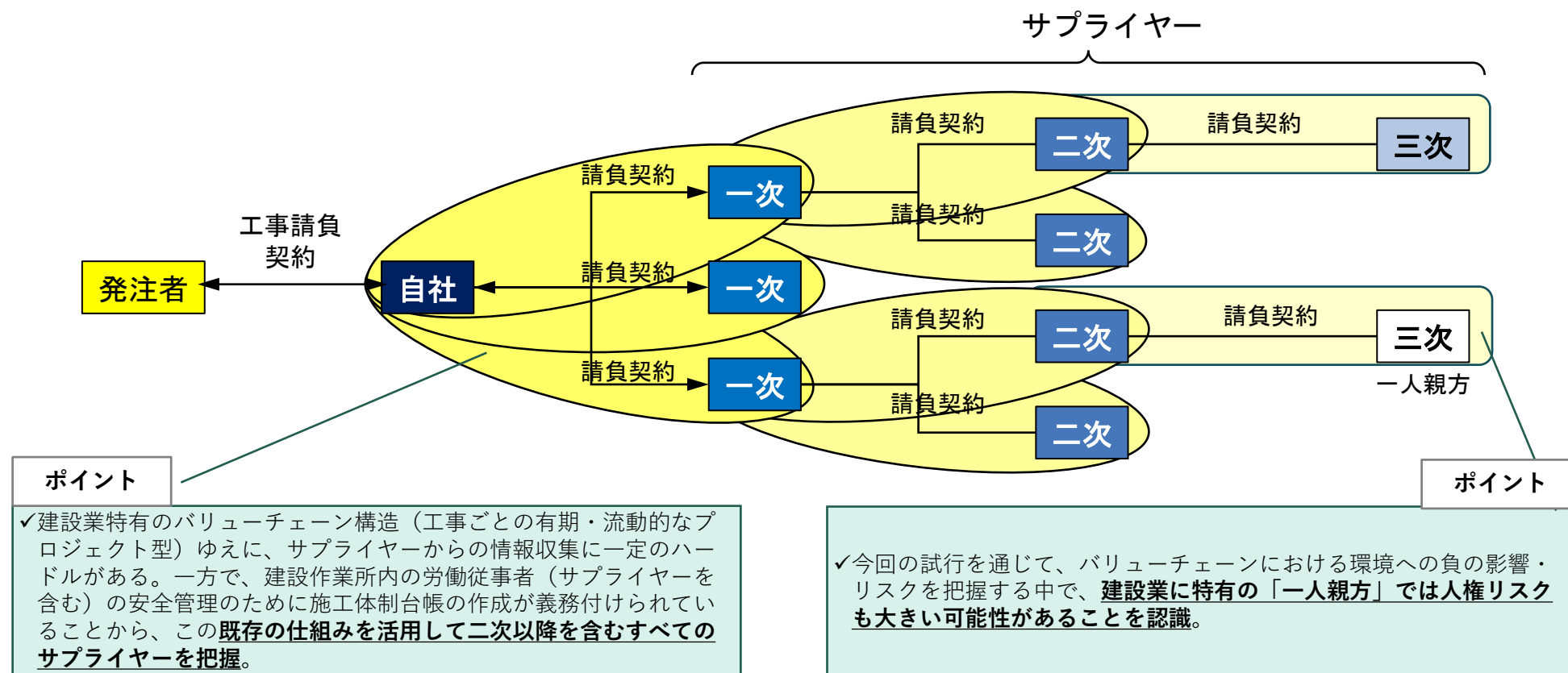
日本電気におけるサプライヤーリスク評価の流れ



## 支援事業での実践例③（三井住友建設）

- 三井住友建設は、EUによる環境DD義務化規制の直接適用対象ではないものの、顧客等からの期待・要望に応えるべく、環境DDの実施内容の理解を深めるとともに、実施方法を検討。
- 現状のEMSの適用範囲外である国内外の関係会社やサプライヤーにも視野を広げ、バリューチェーン全体で典型的な環境への負の影響・リスクを特定するとともに、より詳細な特定・評価に必要な情報を得るためのSAQ調査を初めて実施。このことにより、建設業に特有の「一人親方」では人権リスクも大きい可能性があることを認識。

三井住友建設におけるサプライヤーの把握方法・体制



## 1. 本書の目的・ポイント

## 2. 実践事例

ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

## 3. まとめ

## 環境マネジメントシステム（EMS）との統合のポイント

- 環境DDのプロセスと環境マネジメントシステム（EMS）のプロセスは、別々に取り組むのではなく、環境DD方針を明確化した上で、これを起点としてEMSのPDCAサイクルに組み込むことで、全社的なリスク管理システムに統合して、包括的に実施することが有効。
- 一方で、自社のEMS運用と環境DDで求められる対応に差分（ギャップ）が生じている場合には、その差分（ギャップ）を認識・整理することが必要。
- 既存EMSを環境DDの土台として活用しつつ、環境DDで求められる対応へと発展させるには、主に①適用範囲のギャップ、②マネジメント対象のギャップ、③意思決定・是正のギャップ、の3つの視点を考慮することが重要。

1

「適用範囲」の  
ギャップ

- ✓ EMSの適用範囲が自社単体の国内事業や事業所単位である場合、環境DDの適用範囲（国内外・バリューチェーン全体）に漏れが生じていないか。

2

「マネジメント対象」の  
ギャップ

- ✓ 企業にとっての影響・リスク（だけ）ではなく、企業が環境に与える実際の及び潜在的な影響・リスクをマネジメントの対象としているか。

3

「意思決定・是正」の  
ギャップ

- ✓ ビジネス上の関係先における環境への負の影響に対しても、負の影響を防止・軽減するための影響力を行使しているか。
- ✓ 環境DDのプロセスに取締役会が関与しているか。

- 日本電気は、グループ全体のリスク管理レベルを更に高めるとともに、国内IT企業における環境DDのモデルケースとなることを目指し、環境DD方針のドラフトの作成等、環境DDの運用体制確立に向けた取組を実施。
- ISO14001と環境DDの統合に向けて、環境DDで求められる内容の自社のEMSへの取り込みを検討。その際、自社だけではなく、関連子会社等も含めた検討を実施。

日本電気における環境DD方針（ISOと環境DD統合を含む）の検討

環境DD方針として求められる内容を整理

OECDガイダンスやCSR要求事項から必要要件を抽出

一般的にISO/EMSのみの対応では見落とされがちなポイントを確認

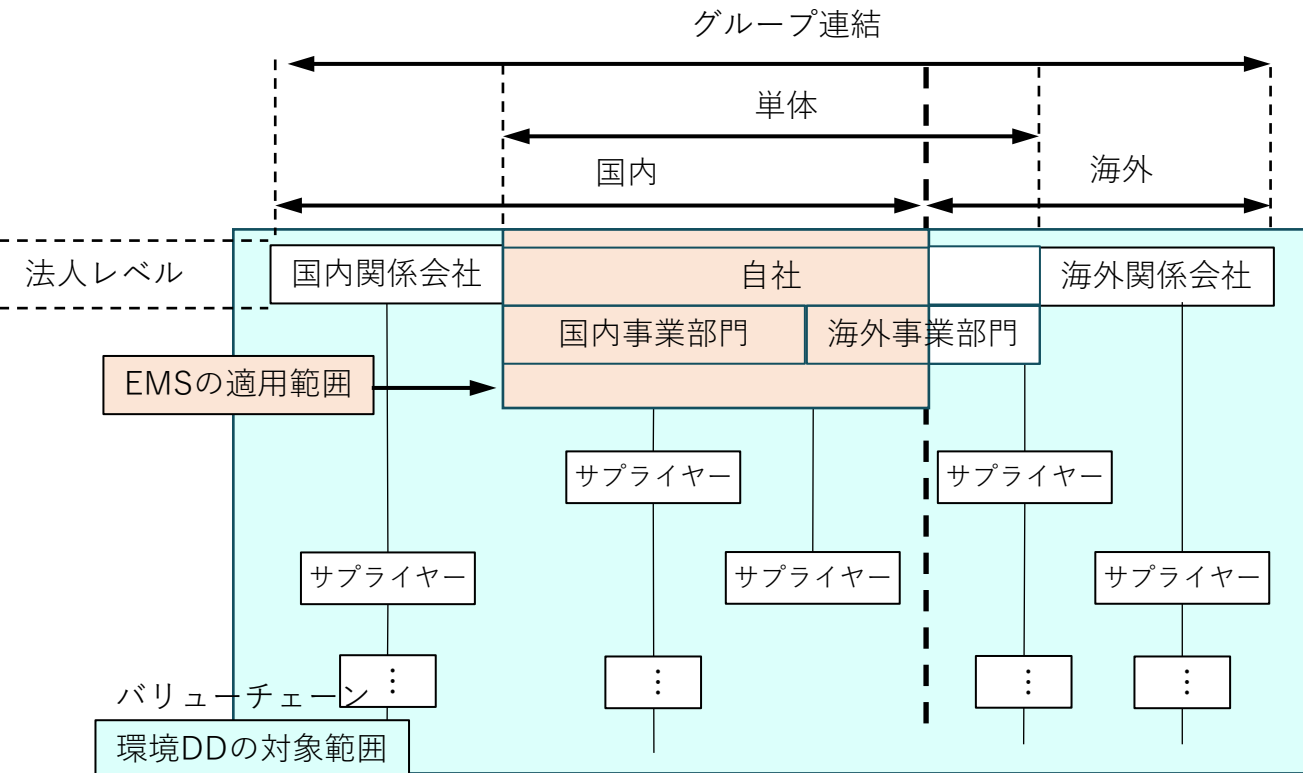
従来のISO/EMS対応では見落とされがちなポイント

項目	要素	文章に盛り込む内容
1.前文	環境DDの位置づけ	バリューチェーン全体にわたる環境リスクマネジメントであり、サステナビリティ経営の基盤強化に資する
	準拠する指針	「OECD多国籍企業行動指針」を支持し、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に整合
2.目的と適用範囲	目的	バリューチェーン全体における負の環境影響を「特定・停止・防止・軽減・是正・救済」する
	適用範囲	・自社グループ全体 ・サプライヤー、委託先、販売・物流パートナーに本方針の趣旨に沿った取組を求める
3.環境リスク	対象リスク	気候変動、生物多様性の損失、生態系の劣化、森林減少、大気・水・土壌の汚染、有害物質を含む廃棄物の不適切管理
4.推進体制・ガバナンス	推進責任者・推進体制	責任者：環境役員、推進体制：EMS（環境マネジメントシステム）および関連する社内体制に組み込んで推進
	ガバナンス	経営層、取締役会の役割を明記
5.環境DDに関する基本原則（コミットメント）	対象範囲	自社だけでなく、バリューチェーン全体（上流・下流）に拡張
	アプローチ	負の影響の「深刻性・発生可能性・回復困難性」を考慮したリスクベース・アプローチで優先順位を付けて対応
	関与形態に応じた責任	①引き起こしている場合、②助長している場合、③直接結びついている場合
	取引関係の見直し	あらゆる動きかけを尽くした後の「最終手段」として検討
6.環境DDプロセス	運用の枠組み	EMSのPDCAサイクルに統合して実施 ①方針と経営システムへの組み込み、②負の環境影響の特定・評価、③停止・防止・軽減、④追跡調査、⑤情報開示、⑥是正・救済
7.ステークホルダーエンゲージメント	重視する対象	環境への負の影響を受ける、または受ける可能性のあるステークホルダー
	目的	情報提供にとどまらず、リスクの特定・評価・対応の検討に資する「意味のある」対話
8.通報／苦情処理（グリーンバンス）	実施方法	双方向性、適時性、理解可能性を確保し、不利益や報復のない意見表明に配慮。継続的に実施し、得られた知見を対策に反映
	目的	負の環境影響の早期把握と是正
	仕組みの整備	社内外のステークホルダーが利用可能な通報・相談・苦情受付の仕組みを整備・運用
	運用上の配慮	報復防止、秘密保持に配慮し、誠実に対応
9.教育・啓発	プロセスの要件	正当性、アクセス可能性、公平性、透明性等を確保し、解決の工程表やタイムラインを整備
	社内への浸透	役員・従業員に対し、本方針と環境DDの考え方を周知し、継続的に教育・啓発を実施
	社外への展開	ビジネスパートナーに対しても、本方針の趣旨の理解促進に努める
10.見直し	策定プロセス	従業員およびその代表者との事前協議を経て策定
	見直しの方針	社内外の状況変化を踏まえて、方針および運用を定期的に見直す
	見直し頻度	少なくとも24か月毎。重大な変更が生じた後は遅滞なく更新

## 支援事業での実践例②（三井住友建設）

- 三井住友建設では、自社の海外事業や国内外の関係会社、バリューチェーン等において、環境への負の影響・リスクのマネジメントに漏れが生じる可能性があったため、環境DD適用範囲の明確化についての検討を実施。
- 一般的にリスクが大きく、かつ協力を得られる海外関係会社・取引先を対象とし、試行的SAQを実施。その結果、負の影響・リスクの実際の状況や原因をより具体的に把握。

### EMSと環境DDの間に生じ得る適用範囲のギャップ（イメージ）



### サプライヤーに対する試行的SAQの結果概要

質問項目	得られた情報
方針・ガイドライン	一次の気候変動のみ相対的に高いが、総じて低い目標設定方法について支援が必要
管理体制・文書化	一次の気候変動のみ相対的に高いが、総じて低い管理体制・文書化について支援が必要
取組状況	一次・二次とも気候変動と循環経済が相対的に高い具体的な取組についての紹介が必要
懸念事項の有無	一次・二次とも過去/現在とも「あり」の回答が一定数ある懸念事項の聞き取りや共有、解決策の検討が必要
顕在化事例	一次・二次とも生物多様性、生活環境での発生事例が「あり」の回答が一定数ある
法令遵守の状況	一次で土地利用変化、生活環境で発生事例が「あり」の回答が一定数ある
サプライヤにおける懸念の有無	一次・二次とも気候変動以外の分野で「懸念あり」の回答が一定数ある

## 1. 本書の目的・ポイント

## 2. 実践事例

ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

## 3. まとめ

# 苦情処理の仕組みと是正・救済措置に係る課題と解決のヒント

- 環境DDにおける「苦情処理の仕組みと是正・救済措置」は、負の影響を把握・対応し、その結果を環境DDプロセス全体の見直しにも反映していくことが必要。
- 効果的な取組を実施するためには、主に ①対象範囲、②プロセス、③ガバナンスの3つの視点において対処することが重要。

## 課題

### 1 【対象範囲】

- ✓ 苦情の受付対象が、自社の直接操業に限定されている
- ✓ サプライヤー、取引先、地域住民などが苦情処理の仕組みを実質的に利用できない

### 2 【プロセス】

- ✓ 苦情対応が「個別案件の処理」に留まっている
- ✓ 苦情処理の受付から是正・救済措置までの一連の取組が、DDの有効性評価やプロセスの見直しに反映されていない

### 3 【ガバナンス】

- ✓ 苦情対応や是正・救済措置が担当部門のみで完結している
- ✓ 経営層・取締役会が、重大な案件に関与・把握できる仕組みになっていない

## 解決のヒント

- ✓ 苦情受付の対象を想定される負の影響・リスクの範囲と整合させる
- ✓ 国際的な要件を参照し、既存の社内の仕組みや現状の取組を見直す

- ✓ 苦情や是正・救済の結果を負の影響・リスクの特定・評価にも反映
- ✓ 個別案件の対応のみで終わらず、環境DD見直しのインプットにも活用する

- ✓ 案件の重大性に応じて、経営層・取締役会に報告し、是正・救済の内容を判断する仕組みを用意

# 支援事業での実践例①（日本電気）

- 日本電気では、既存の全社的な苦情処理メカニズム及び現状のEMSを踏まえて、環境DDの要請事項に沿ったあるべき苦情処理の姿への改善に向けての検討を実施。
- 検討の結果として、現状の環境に関する方針において、DDで求められる是正・救済プロセスや取締役会の関与が明らかにされていない課題が明らかとなった。

## 日本電気における苦情処理の仕組みと是正・救済措置の検討

環境DDの概要	現状の取組み	あるべき姿との差分 及び 今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>負の影響・リスク把握のための情報源としての苦情</li> <li>バリューチェーン全体を対象とした苦情受付</li> <li>実施状況・有効性評価（追跡調査）への活用</li> <li>アクセス可能で実効性のある苦情処理の仕組み</li> <li>是正措置・是正への協力と連動</li> <li>上記を方針として経営層や取締役会の関与も明確にしたうえで公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の全社的な苦情処理メカニズムにおいて、バリューチェーン全体を対象とした環境に関する苦情には対応済</li> <li>負の影響・リスク把握のための情報源としても活用済</li> <li>ライツホルダーとは必要に応じ継続的にコミュニケーションを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する方針の中で、バリューチェーン全体を対象とする是正・救済プロセスや経営層や取締役会の関与についての記載が不十分 →今後見直しを検討</li> </ul>

## 【参考】苦情処理の仕組みの実効性を確保するための要件

- 実効的な苦情処理の仕組みを設計・運用するには、**国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が規定する8つの要件**を参照し、必要に応じて、既存の社内の仕組みや取組を見直すことが重要。
- 例えば、環境への負の影響・リスクの所在に照らして、**適切な国・地域で利用可能な仕組みであるかどうか**は、確認すべき点の一つである。また、苦情対応を終了する際に、これらの**8つの要件が満たされていたかどうか（満足度）**について、**苦情申立人にアンケート等で確認することが望ましい**。

要件	説明
a 正当性 (legitimate)	<p>手続の利用が見込まれるステークホルダーから信頼され、苦情処理の仕組みの公正な運営に責任を持っている。</p> <p>⇒ 苦情処理プロセスの当事者がメカニズムの<b>公正な遂行に干渉できないように、責任の所在を明らかにする</b>。</p>
b 利用可能性 (accessible)	<p>手続の利用が見込まれる全てのステークホルダーに周知され、その利用に支障がある者には、適切な支援が提供されている。</p> <p>⇒ アクセスを困難にし得る、<b>認知不足や使用言語、識字能力、費用、所在地の問題及び報復に対するおそれ等に対応する</b>。</p>
c 予測可能性 (predictable)	<p>段階に応じて必要な時間枠が示され、明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法が明確である。</p> <p>⇒ <b>メカニズムの信頼を高める</b>上で重要。<b>所要時間枠は、時に柔軟性が必要だが、可能なかぎり尊重</b>されるべき。</p>
d 公平性 (equitable)	<p>苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努める。</p> <p>⇒ 例えば、<b>弁護士や市民社会組織等から、苦情申立人が支援を得られるような環境を用意しておく</b>ことが想定される。</p>
e 透明性 (transparent)	<p>苦情申立人に手続の経過を十分に説明する。また、手続の実効性について信頼を得られるよう十分な情報提供を行う。</p> <p>⇒ <b>通報対応の進捗状況</b>に加え、寄せられた<b>通報全体の件数や傾向、具体事案等</b>についてプライバシーを考慮しつつ開示する。</p>
f 権利適合性 (rights-compatible)	<p>結果（苦情の内容）と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保する。</p> <p>⇒ <b>人権への懸念を提起しない苦情についても、人権への関わりを持つかどうか注意する</b>。</p>
g 持続的な学習源 (a source of continuous learning)	<p>メカニズムを改善し、将来の苦情や侵害を予防するための教訓を得るための関連措置を活用する。</p> <p>⇒ 再発を防止するため、<b>苦情の頻度、パターン及び要因を定期的に分析</b>する。</p>
h 関与と対話に基づくこと (based on engagement and dialogue)	<p>メカニズムの設計や成果について、利用が見込まれるステークホルダーと協議し、苦情への対処・解決手段として対話に焦点を当てる。</p> <p>⇒ 一方的に苦情処理の結果を決定するのではなく、<b>対話を通じて合意による解決に至ることに焦点を当てる</b>。</p>

## 【参考】環境分野で想定される是正・救済活動①

- OECDは、「鉱物サプライチェーンにおける環境DDハンドブック」において、環境への負の影響に関連する是正・救済のタイプと一般的な活動を例示している。

救済のタイプ	説明
予防的な是正・救済 (preventative remedy)	環境被害が <b>再発する可能性を予防または低減する活動</b> 。例えば、負の影響の原因となった（または原因となる可能性がある）事象をよりよく特定・監視・対処するためにサプライヤー管理方法を変更する等が該当する。
復元及び／または修復 (restoration and/or rehabilitation)	一次的是正・救済（primary remediation）とも呼ばれる。可能であれば、 <b>生態系の構造や機能を、以前の状態またはステークホルダーが合意した最終用途の状態に再確立</b> する。
補償またはオフセット (compensation or offsetting)	補償的な是正・救済（compensatory remediation）または補完的な是正・救済（complimentary remediation）とも呼ばれる。 <b>例えば、代替水資源の提供</b> 等が該当する。

### 【生物多様性の損失の場合】

- ✓ 損害を受けた、または破壊された生態系や生息地の復元・修復、積極的な保護
- ✓ その地域で自然に見られる失われた種の復活 / 等

### 【水質汚染の場合】

- ✓ 影響の状況や原因に応じた、能動的または受動的な水処理
- ✓ 汚染された地下水の隔離及び／又は処理 / 等

### 【大気汚染の場合】

- ✓ 尾鉱施設、備蓄地、廃棄物ダンプの風防の積極的な修復・実施
- ✓ 道路や線路への散水
- ✓ 汚染物質排出削減のための適切な技術の実施 / 等

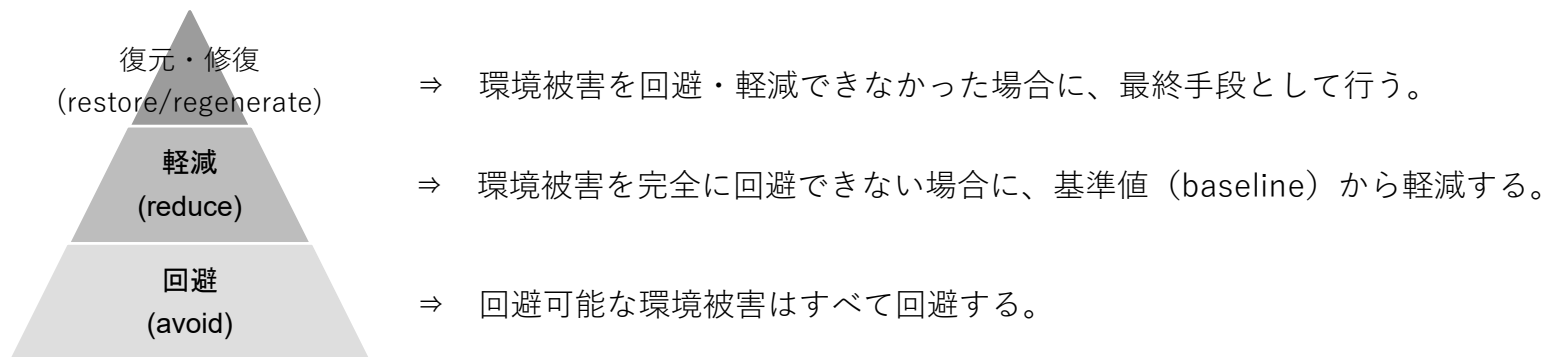
### 【廃棄物の不適切な管理の場合】

- ✓ 汚染土壌の浄化（バイオレメディエーション及び／又はファイトレメディエーション対策を含む） / 等

## 【参考】環境分野で想定される是正・救済活動②

- 国連開発計画（UNDP）は、「人権DDと環境：事業者向け実践ツール」において、国際金融公社（IFC）が定める生物多様性への影響に関する計画・対処のための「緩和ヒエラルキー」の考え方を参照し、回避、軽減、復元・修復の活動を例示している。

### 環境分野で想定される是正・救済活動（回避、軽減、復元・修復）の例



環境影響	回避	軽減	復元・修復
<b>土壌汚染</b> <b>水質汚染</b> <b>大気汚染</b> <b>生物多様性の喪失</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定区域や期間における事業活動の回避や安全対策の実施</li> <li>✓ 生産・流通プロセスの代替 /等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定区域や期間における事業活動の削減</li> <li>✓ 生産・流通プロセスの代替 /等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 植物や微生物を利用した処理</li> <li>✓ 化学的処理</li> <li>✓ 物理的除去、洗浄、ろ過 /等</li> </ul>
<b>気候変動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 化石燃料生産・消費やGHG排出の回避</li> <li>✓ 炭素吸収源の破壊（森林減少等）の回避</li> <li>✓ カーボンオフセット利用の回避</li> <li>✓ 緩和活動に伴う負の影響の回避 /等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 化石燃料の使用・GHG排出の段階的停止</li> <li>✓ 生産・流通プロセスの代替</li> <li>✓ 緩和活動に伴う負の影響の軽減 /等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生態系・種の回復（例：森林再生）</li> <li>✓ 再生型農業・水産業</li> <li>✓ 劣化した土地の再生</li> <li>✓ 淡水システムの水源涵養</li> </ul>

## 1. 本書の目的・ポイント

## 2. 実践事例

ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

## 3. まとめ

## ポイント①：負の影響・リスクの特定・評価

- 入手可能な情報を最大限活用する
- 重要性が高い（負の影響・リスクが重大である）と考えられる部分に焦点を当てる
- 最初からすべてを把握しようとしな（どこまでできるかを理解したうえで着手する）

## ポイント②：環境マネジメントシステムとの統合

- 自社のEMS運用と環境DDで求められる対応に差分（ギャップ）を認識・整理すること
- 環境DDで求められる対応への発展に向けて、主に ①適用範囲のギャップ、②マネジメント対象のギャップ、③意思決定・是正のギャップ、の3つの視点を考慮することが重要

## ポイント③：苦情処理の仕組みと是正・救済措置

- 負の影響を把握・対応し、その結果を環境DDプロセス全体の見直しにも反映していくこと
- 効果的な取組を実施するために、主に ①対象範囲、②プロセス、③ガバナンスの3つの視点において対処すること

